



島根県報

平成19年 3 月 2 日 (金)

第 1,858 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県消防団員等の報賞金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (消 防 防 災 課) 2

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 2

換地処分 (2 件) (農 村 整 備 課) 3

道路の区域の変更 (道 路 維 持 課) 3

道路の供用開始 (") 4

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 4

土砂災害警戒区域の指定 (") 4

都市計画変更の図書の縦覧 (下 水 道 推 進 課) 5

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (環 境 生 活 総 務 課) 6

林業種苗法の規定に基づく生産事業者の登録 (森 林 整 備 課) 6

平成19年度前期技能検定試験の実施 (労 働 政 策 課) 7

平成19年度技能検定試験の実施 (") 10

都市計画事業変更の認可 (下 水 道 推 進 課) 11

特定調達公告

島根県人事給与とシステム運用機器 (サーバ関連) の賃貸借契約に係る一般競争入 (人 事 課) 12

札の落札者等

人委規則

職員の給与と支給に関する規則の一部を改正する規則 12

人委細則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則 13

公布された条例等のあらまし

島根県消防団員等の報賞金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第 5 号)

1 規則の概要

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正等に伴う規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行し、平成18年 4 月 1 日以後に授与の事由が生じた報賞金について適用することとした。

規 則

島根県消防団員等の報賞金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月2日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第5号

島根県消防団員等の報賞金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県消防団員等の報賞金等に関する条例施行規則（昭和42年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）別表第3」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。以下「省令」という。）別表第2」に、「等級」を「障害等級」に改める。

別表第2中「障害の等級が」を「障害等級が」に改め、同表備考の1中「政令別表第3」を「省令別表第2」に改め、同表備考の2中「障害の等級」を「障害等級」に、「政令第6条第2項から第6項まで（第3条第1号）」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第6条第5項から第8項まで（第6項第1号）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県消防団員等の報賞金等に関する条例施行規則の規定は、平成18年4月1日以後に授与の事由が生じた報賞金について適用し、同日前に生じた報賞金については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年3月2日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐藤内科医院	松江市天神町15番地	平成19年2月1日

島根県告示第153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年3月2日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
佐藤内科医院	松江市天神町15ウイステリア天神1F	平成19年1月31日

医療法人 市岡眼科	松江市御手船場町568	平成18年11月10日
はっとり皮ふ科クリニック	松江市東津田町1769番 2	平成19年 1 月 1 日

島根県告示第154号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成19年 2 月21日付けで県営土地改良事業に係る飯石南（吉田）地区芦谷工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成19年 3 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第155号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成19年 2 月21日付けで県営土地改良事業に係る北大西地区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成19年 3 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第156号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	本庄福富松江線	松江市新庄町1177番 1 地先から同市上宇部尾町53番 1 地先まで	前	A メートル 3.50 ~ 18.00	1,432.00	松江県土整備事務所 左記の A、B 及び C は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 国営中海土地改良事業 トリプルウェイ
		松江市新庄町1177番 1 地先から同町1245番 2 地先まで		B 8.20 ~ 62.00		
		松江市新庄町1177番 1 地先から同市上宇部尾町53番 1 地先まで	後	A 3.50 ~ 18.00	1,432.00	
				B 8.00 ~ 63.00	1,380.00	
松江市上宇部尾町 6 番地先から同町 3 番地先まで	C 6.00 ~ 20.00	125.00				
"	平田荘原線	出雲市灘分町1294番 1 地先から同町54番15地先まで	前	16.00 ~ 22.00	30.00	出雲県土整備事務所 街路事業 拡幅
			後	17.50 ~ 22.50	30.00	

島根県告示第157号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	御津東生馬線	松江市西生馬町後谷374番1地先から同町法事390番8地先まで	メートル 160.00	平成19年 3月2日	松江県土整備事務所	
"	日貫川本線	邑智郡邑南町日和92番2地先から同899番1地先まで	140.00	平成19年 3月2日	県央県土整備事務所	

島根県告示第158号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成19年3月2日

島根県知事 澄田信義

- 1 区域の名称 久白
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次に結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
安来市久白町六反田55番	1号
" 778番	2号
" 780番	3号
" 781番1	4号
" 790番1	5号
" 783番1	6号
" 789番1	7号
" 39番・40番合併	8号及び9号
" 51番	10号
" 51番1	11号

島根県告示第159号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年 3 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

益田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

葵二の三組 A、葵二の三組 B、葵二の四組、葵二の七組、青葉台、赤城 A、赤城 B、旭ヶ丘 A、旭ヶ丘 B、あさひが丘団地、旭町 A、旭町 B、旭町 C、旭町 D、旭町 E、旭町 F、旭町 G、旭町 H、旭町 I、旭町 J、医師会病院、稲積 A、稲積 B、井迫、鶴ノ鼻 A、鶴ノ鼻 B、鶴ノ鼻 C、扇原、大段、大元、乙吉 A、乙吉 B、乙吉 C、乙吉町、片山、上津田 A、上津田 B、上津田 C、上津田 D、上津田 F、久城北 A、久城北 B、久城北 C、久城西 A、久城西 B、久城西 C、久城西 D、久城西 E、久城原浜 A・毘沙 A、久城原浜 B・毘沙 B、久城東、国東 - 西双葉、黒石 A、黒石 B、黒石 C、黒石 D、黒石 E、黒石 F、郷 A、郷 B、向陽、古布気、坂上、栄町 A、栄町 B、栄町 C、下本郷 A、下本郷 B、下本郷えびすが丘、下本郷北 A、下本郷北 B、下本郷北 C、下本郷北 D、下本郷北 E、下本郷町 A、下本郷町 B、下本郷南 A、下本郷南 B、自由ヶ丘、城外 A、城外 B、松聖苑 A、松聖苑 B、神出 A、神出 B、進徳、新町、神明 A、神明 B、神明 C、須郷田、専光寺、染羽 A、染羽 B、大平町、多田五組西、多田三組 A、多田三組 B、多田二組、多田四組東、谷上、茶ヤ床 A、茶ヤ床 B、辻之宮、津田 A、寺坂 A、寺坂 B、土井 A、土井 B、土井 C、中津田 A、中津田 B、中津田 C、流松 A、流松 B、七尾 A、七尾 B、七尾 C、西多田 A、西多田 B、西多田 C、西多田 D、西浜 A、西双葉 A、西双葉 B、浜町 A、浜町 B、浜町 C、原口 A、原口 B、原浜 A、原浜 B、東双葉 A、東双葉 B、東双葉 C、東双葉 D、東双葉 E、東町、前浜 A、前浜 B、水分、水分上、水分下、南団地 A、南団地 B、南町、みやこ団地、元町の溢西、元町の溢東、紅葉ヶ丘 A、紅葉ヶ丘 B、山地下、山の平 A、山の平 B、横尾

(2) 土石流

葵二の六組 A、葵二の六組 B、葵二の六組 C、葵二の七組、旭町 A、旭町 B、旭町 C、旭町 D、旭町 E、稲積、井迫、今西 A、今西 B、溢中西、大段 A、大段 B、小田堤、上津田 A、上津田 B、上津田 C、上津田 D、上津田 E、黒石 A、黒石 B、黒石 C、黒石 D、郷、坂上 A、坂上 B、坂上 C、先段、城外、ショウブの溢 A、ショウブの溢 B、ショウブの溢 C、ショウブの溢下、神明、須郷田溢 A、須郷田溢 B、染羽 A、染羽 B、多田一組上、多田二組・四組、多田三組上、多田四組、多田五組、津田 A、寺坂 A、寺坂 B、土井 A、土井 B、土井 C、土井 D、土井 E、土井 F、泥谷川下、中組 A、中組 B、中津田 A、中津田 B、中津田 C、中津田 D、中津田 E、中津田 F、七尾 A、七尾 B、七尾 C、七尾 D、新屋堤、原口、元町 A、元町 B、紅葉ヶ丘二組、紅葉ヶ丘二組 A、紅葉ヶ丘二組 B、紅葉ヶ丘五組、山崎、山地

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年 3 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

松江圏都市計画及び広瀬都市計画下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市玉湯町布志名地内

3 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月2日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成19年2月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ぷらっと

3 代表者の氏名

池永 綾子

4 主たる事務所の所在地

島根県益田市有明町4番71号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域での暮らしに困難を抱える人々の相談、療育、生活支援等を通じ、地域住民相互が多様な生き方や個性を理解することで、地域で暮らす誰もが、「安心して暮らせるまちづくり」の推進を図り、社会貢献に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2週間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）
益田地区県政情報コーナー（益田合同庁舎2階）

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成19年3月2日

島根県知事 澄 田 信 義

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び 所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	
1766	隠岐島前森林組合 代表理事組合長 古濱正之 隠岐郡海士町大字海士1491 - 1					隠岐島前森林組合 隠岐郡海士町大字海士 1491 - 1

平成19年度前期技能検定試験を次のとおり実施する。

平成19年 3 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 1 級技能検定及び 2 級技能検定を実施する職種（作業名）

園芸装飾（室内園芸装飾作業）

造園（造園工事作業）

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業）

放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）

金属プレス加工（金属プレス作業）

鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）

建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）

工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）

ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

建設機械整備（建設機械整備作業）

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

家具製作（家具手加工作業）

建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）

石材施工（石張り作業、石積み作業）

とび（とび作業）

左官（左官作業）

ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）

タイル張り（タイル張り作業）

畳製作（畳製作作業）

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

表装（表具作業、壁装作業）

塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）

広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3 級技能検定を実施する職種（作業名）

園芸装飾（室内園芸装飾作業）

造園（造園工事作業）

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、数値制御旋盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級技能検定を実施する職種（作業名）

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工事業、加熱ペイントマシンマーカーク工事業）

産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 受検資格

受検資格は、1級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、1級技能検定については規則第65条第2項の規定により、2級技能検定については規則第65条第3項の規定により、3級技能検定については規則第65条第4項の規定により、単一等級技能検定については規則第65条第7項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

平成19年6月11日（月）から同年9月16日（日）までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 1級及び2級

職 種	学科試験日
造園、金属熱処理、金属プレス加工、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成19年8月26日（日）
機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成19年9月2日（日）
園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装、フラワー装飾	平成19年9月9日（日）

イ 3級

職 種	学科試験日
園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、広告美術仕上げ、フラワー装飾	平成19年7月29日（日）

ウ 単一等級

職 種	学科試験日
産業洗浄	平成19年8月26日（日）
路面標示施工	平成19年9月9日（日）

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成19年 6 月 4 日 (月) に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については問題を公表しない場合もある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、1 級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2 級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3 級技能検定にあつては規則別表第13の 2 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の 5 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島 1 丁目 4 番地 5 号 S Pビル 2 F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

平成19年 4 月 3 日 (火) から同月13日 (金) までとする。ただし、郵送 (書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。) の場合は、同月13日 (金) の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	15,700円	3,100円
婦人子供服製造	13,000円	

ただし、3 級を受検する者のうち、職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) による公共職業能力開発施設で職業訓練を受講しているもの、同法による認定職業訓練のための施設で職業訓練を受講しているもの (就職しているものを除く。) 又は学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校 (中等教育学校の後期課程を含む。) 、専門学校又は各種学校在学するもの、その他知事が認めるものに係る受検手数料の額は次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、広告美術仕上げ、フラワー装飾	10,500円	3,100円

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒 (あて名を明記し、切手をはること。) を同封すること。

10 合格発表等

(1) 合格者の受検番号は、平成19年 7 月29日 (日) に学科試験を実施する職種については平成19年 8 月28日 (火) に、そのほかの職種については平成19年10月10日 (水) に島根県報で公告する。

- (2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成19年7月29日(日)に学科試験を実施する職種については平成19年8月下旬に、そのほかの職種については平成19年10月中旬に書面で通知する。
- (3) 1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部労働政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

平成19年度技能検定試験(随時実施する3級、基礎1級及び基礎2級)を次のとおり実施する。

平成19年3月2日

島根県知事 澄田信義

1 実施職種

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 受検資格

受検資格は、3級技能検定については職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第64条の4に規定する者とし、基礎1級及び基礎2級技能検定については規則第64条の5に規定するものとする。ただし、3級技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限る。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、3級技能検定については、規則第65条第4項の規定により、基礎1級技能検定については規則第65条第5項の規定により、基礎2級技能検定については規則第65条第6項の規定による。

4 試験実施期日

試験は実技試験及び学科試験によって行い、試験実施期日は別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、3 級技能検定については規則別表第13の 2 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎 1 級技能検定については規則別表第13の 3 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎 2 級技能検定については規則別表第13の 4 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島 1 丁目 4 番地 5 号 S Pビル 2 F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

申請書類は随時受け付ける。なお、郵送する場合は、書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	15,700円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	13,000円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒(あて名を明記し、切手をはること。)を同封すること。

10 合格発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合否結果については、島根県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 合格者には、島根県知事名の合格証書を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部労働政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示(平成19年2月19日中国地方整備局告示第15号)があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成19年 3 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画及び広瀬都市計画下水道事業

宍道湖東部流域下水道

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

松江市東津田町 松江県土整備事務所

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成19年3月2日

島根県知事 澄 田 信 義

1 件名

島根県人事給与システム運用機器（サーバ関連）の賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県総務部人事課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成19年2月8日

4 落札者の氏名及び住所

N E C リース株式会社中国支店

広島県広島市中区紙屋町二丁目2番12号

5 落札金額

214,974,900円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成19年1月19日

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月2日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第2号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3警察の部職名の欄中「所長（科学捜査研究所を除く。）」を

「所長（科学捜査研究所を除く。）
機動捜査隊長」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 3 月 5 日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成19年 3 月 2 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第 1 号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表警察の部警察本部の項中	次長	次長	課長	を
	指導官	指導官	監察官	
	課長補佐	課長補佐	監査官	
	室長補佐	室長補佐	調査官	
	隊長	隊長	管理官	
	通信指令長	通信指令長	広報官	
	副所長	副所長	企画官	
	所長補佐	所長補佐	対策官	
	警察相談センター長	警察相談センター長	室長	
			所長	
		検視官		
		交通管制センター長		
		交通規制官		

次長	次長	課長	に改める。
指導官	指導官	監察官	
課長補佐	課長補佐	監査官	
室長補佐	室長補佐	調査官	
隊長	隊長	管理官	
通信指令長	通信指令長	広報官	
副所長	副所長	企画官	
所長補佐	所長補佐	対策官	
警察相談センター長	警察相談センター長	室長	
方面隊長	方面隊長	所長	
		機動捜査隊長	
		検視官	
		交通管制センター長	
		交通規制官	

